

(3) 渇水時の供給者側の費用

渇水が発生した場合の供給者側の支出を回避するものとして便益を算定する場合には、制限給水時の給水人口当たり費用として、表 I-4.4 の単価を準用することができる(単価の算定根拠については、第 V 編 資料集「4.渇水時の供給者側の支出について」を参照のこと)。

表 I-4.2 減・断水被害額の算定方法 (生活用)

給水制限率 (%)	影響人数 (人) ①	被害原単位 (円/人・日) ②	制限日数 (日) ③	被害額 (円) ①×②×③
5		9		
10		18		
15		133		
20		247		
25		313		
30		379		
35		870		
40		1,360		
45		1,710		
50		2,060		
100		7,428		

(注 1)被害原単位は、平成 18 年度価格である。

(注 2)50%以上の高率制限給水の場合には、100%値と 50%値を直線補間して設定する。

表 I-4.3 業務営業用水被害額算定の影響率

給水制限率(%)	影 響 率 (%)		備 考
	営業損失の大きい業種	営業損失の小さい業種	
5	0.5	0.5	
10	1	1	
15	3	3	
20	5	5	
25	7	7	
30	10	10	
35	13	11	
40	17	12	
50	26	14	
60	37	15	
70	50	16	
80	65	16	
90	81	16	
100	100	16	

表 I-4.4 渇水時の供給者側の費用

該当ケース	水運用システムの整備、配水ブロック化など、渇水への備えがされている場合	左記の備えが十分でない場合
給水人口当たりの単価 (円/人・日)	1.9	2.8

(注 1)上記の単価は、過去の渇水被害の実績から、水源対策費用など地域固有の状況に左右されられると思われる経費を除き、1日あたり、給水人口当たりの単価に換算したものである(第V編 資料集 「4.渇水時の供給者側の支出について」を参照のこと)。

(注 2)供給者側の回避支出は次式により算定する。

$$\boxed{\text{渇水が発生した場合の供給者側の費用} = \text{給水人口当たりの単価} \times \text{給水人口} \times \text{制限日数}}$$